

PEOPLE WITH LEGAL MIND

司法通訳翻訳人 [前編]



自ら通訳翻訳人として活躍し、大阪外国語大学大学院では「司法通訳翻訳論」を担当してきた津田守氏に、日本社会の国際化に伴いニーズが高まる司法通訳翻訳という仕事についてうかがった。

試行錯誤の時代

わが国の刑事裁判における外国人事件の割合は約1割に達しています。社会の国際化に伴ってニーズが高まっている司法通訳翻訳の世界で、津田先生は先駆的存在ですが、そもそもどういう経緯からこの領域に関わるようになったのでしょうか？

津田 1970年代、私はフィリピンのフィリピン大学大学院で社会学を学んだ後、フィリピン国立大学の専任講師として社会学を教えていました。1972年にはマルコス大統領が戒厳令を布告するなど当時のフィリピンは激動の時代でした。また、通商が活発にな

り、日本からフィリピンへの政府開発援助（ODA）が増えるなど、日比間の交流が活発になった時代でもあります。私は教壇に立ちながら、日本の報道関係者に頼まれて、ラモス国家警察軍司令官へのインタビューで通訳をしたり、ガイド兼通訳者として山岳少数民族の取材に加わったり、あるいは日本の経済団体のリーダーたちが投資ミッションで訪れた際、大統領夫妻への表敬訪問に同行するなど、いろいろなかたちで通訳者としての経験を重ねました。

帰国して、しばらく四国学院大学で助教授をしていましたが、ちょうどその頃大阪外国語大学が戦後の日本で初めてフィリピン語（タガログ語とも呼ばれる）を専攻語として学部学生に教える課程を開設しまして、1985年にそこに着任しました。翌年、「ピープル革命」によって、長期にわたったマルコス政権が劇的に崩壊しました。同じ1986年の6月頃、大阪高等裁判所（以下、大阪高裁）から大阪外国語大

津田守氏

大阪外国語大学教授

学の事務局に「フィリピンの言葉が分かる人はいないか」という連絡が入ったのです。電話は、そのころ唯一の日本人教官であった私の研究室に回ってきました。裁判所から電話が入るという事態は晴天の霹靂でしたが、電話を受けた3週間後にはもう法廷に立っていました。

そのとき通訳したのは、拳銃を密輸しようとして沖縄で捕まったグループの一員のフィリピン人事件で、京都地方裁判所(以下、京都地裁)の第一審で主犯格と認定されたことを不服として大阪高裁に控訴していました。大阪高裁は、本人がいわゆる運び屋としてグループに利用されていただけで、共犯者の自白証拠などによって主犯格にされたという判断を下して、ある程度減刑しています。

一審までの通訳は？

津田 フィリピンで高校を出ていれば、英語が相当分かるはずだということで、警察に逮捕されて京都地裁で審理を受けるまでは、英語で通訳が行われていました。しかし大阪高裁で、本人の第1言語(ないしは国語)での通訳翻訳人を付けようということになったようです。

それ以来、司法通訳翻訳の仕事がされるようになったわけですね。

津田 1980年代の半ばから、日本経済はバブルに向けて活性化して、それに伴って来日する出稼ぎ外国人が急増しましたが、中でもフィリピン人が比較的多かったこともあり、たびたび通訳を依頼されて、大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・岡山などの地方裁判所(あるいは支部)でも仕事をするようになりました。また、私は英語通訳人としても、アメリカ人、ニュージーランド人、イスラエル人、南アフリカ人等の事件に関わってきました。

当時の日本における司法通訳翻訳はどのような状況でしたか？

津田 裁判所に限らず、警察にしても、弁護士会にしても、同じような状況だったと思いますが、依頼する側は、通訳翻訳人の確保に大変苦労されていたようです。英語ならまだしも、稀少言語の場合、それこそワラをもつかむ思いで、日本語がちょっとでもできる外国人留学生に頼むというようなことがありました。また、当該国に2、3年住んでいたことがあるというだけの日本人を通訳人として使っていた時期もあります。決して一般的な現象であったと言えるわ

けではありません。

いずれにせよ1980年代は、司法通訳翻訳については試行錯誤の時代で、私自身、その渦中に置かれるという体験をしました。同じ頃から、私の所属する大阪外国語大学の同僚教官や大学院生の中からも、例えばヒンディー語、ウルドゥー語、ベンジャール語、ベンガル語、ペルシャ語、ベトナム語、インドネシア語などの通訳翻訳要請を受け、各地で活躍する者が多くなり始めました。

司法分野における多様なニーズ

ここ10年で要通訳事件は一層急増しています。裁判所のみならず、警察、検察の取り調べ、弁護活動、裁判、さらには矯正や更生・保護まで一連の各段階で、それぞれどのようにして通訳翻訳人を確保しているのでしょうか？

津田 今では弁護士会、検察庁、裁判所などでそれぞれ通訳翻訳ができる人材の名簿を用意するようになっています。最高裁判所(以下、最高裁)もリストを用意していて、各高裁単位で、法廷通訳人を「登載」しています。「登録」というと、資格試験があって登録証をもらっているような意味になりますが、日本には司法通訳翻訳に関する資格制度はありませんから「登載」と呼んでいるようです。近年では、その登載を経て、具体的事件において法廷通訳人として選任されています(候補者が選任されるプロセスについては、次頁・図参照)。

警察はやや異なっていて、独自に外国語運用能力のある警察官あるいは警察職員の養成に取り組んでおり、この自前の通訳官が間に合わないときに初めて外部者に頼むのが普通です。

客観性、公平性という点で問題は？

津田 犯罪捜査規範的な観点からすれば、警察官が通訳翻訳をすることに何ら法律的な問題はない、ということになりますが、外国人の被疑者にしてみれば、取り調べで、調書を取る人も通訳翻訳をする人も警察関係者であることに問題と感ぜないとも限りません。その意味で、より厳密に公正性への留意をするべきでしょう。

かつては検察庁に送致するとき、多くの場合、警察官の通訳翻訳人が同行して、そのまま拘留質問までを担当するようなことがありました。警察と検察

庁の区別もつかない外国人は、同一の通訳人を介して、あそこでもここでも同じことを聞かれた、という認識しかない状況で身柄を拘束されることがあったわけです。

今でこそ検察庁も直接、通訳翻訳人を依頼していますが、かつては急遽、通訳翻訳が必要になり、どこに頼んでいいかわからないという事態が発生していました。裁判所は既に通訳人のリストをつくっていましたが、検察庁は立場上、それを開示してもらわねばならないわけではなかったわけですが、

外国人事件の増加を受けて、大阪地方検察庁は1992年(東京地検ではその前年)に国際捜査課を設置しました。課といっても当初は大部屋に1~2つの机だけでしたが、10年経った今では2つの部屋を与えられ、そこで国際捜査、特に通訳翻訳人の採配を専門的に扱っています。

私も通訳人を探すお手伝いをしたり、提案をしたりしました。例えば、外国籍の方に通訳翻訳を依頼するとき、日本に何年いるかなどきちんと経歴(語学歴や通訳翻訳歴を含む)を聞いておけば、言葉の運用能力の判断材料になる、といった提案です。

弁護士会の取り組みは?

津田 大阪弁護士会はかなり早い時期に当番弁護士制度を始めており、その関連で、特に要通訳事件への対応の一環として、通訳翻訳人を募集して名簿を作成しています。その頃から私も、大学院生

を紹介したり、彼らを弁護士との勉強会に参加させたり、「アメリカの法廷通訳事情」といった内容で講義をするといった活動を続けてきました。

また、大阪刑務所でも翻訳の仕事をしたことがあります。本国から外国人受刑者にくる手紙や本人が本国の家族などに書く手紙がありますが、記述に問題がないか目を通すわけです。これは半ば冗談なのか、刑務所の方が「脱走の方法が書いてあったら困りますから」とおっしゃっていました。あるいは家族に深刻な精神状況を訴えていて、ケアを要することが分かるかもしれないといったことからです。また、まれに親族が受刑者の接見に訪れますが、その際、会話に立ち会うこともあります。

司法の分野に限っても、通訳翻訳のニーズは多様ですね。

津田 その通りです。刑事に限らず、今や民事でも要通訳事案が増えています。内容も労働災害、国際結婚・離婚その家族関係とかなり広範にわたります。あるいは法務省の管轄で言えば、裁判だけでなく、出入国管理および難民認定もあります。その他、更生保護局など、それぞれの業務上、外国人とコミュニケーションを図る機会があり、そのたびに通訳が必要になります。

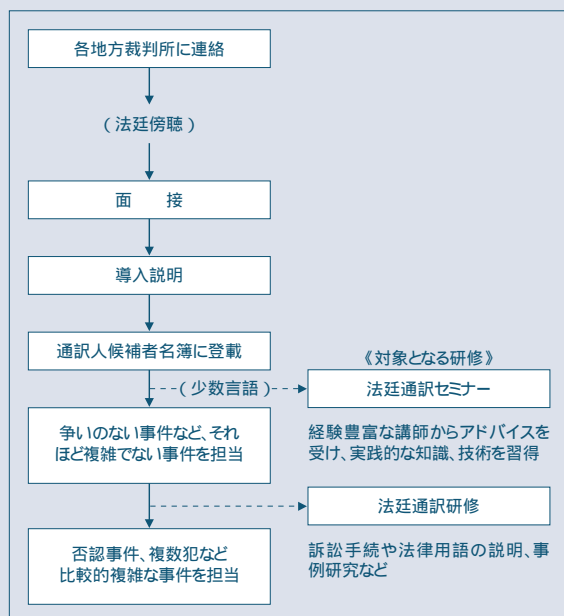
法廷における通訳人の実情

通訳翻訳人の実情についてうかがいたいと思います。

津田 裁判所でも速記官について言えば、東京地裁や、大阪地裁では概ね60分ごとに交替させています。一定時間以上継続させるのはなかなかきつい業務ですので、そのような運用がされているわけです。ところが、法廷通訳人の場合、これまであまり一般的な職能でなかったこともあり、その役割や機能について必ずしもきちんと理解されていなかったところがあります。かつては相当過酷で、私が2度目に大阪高裁で事件に関わったときなど、2時間半ぶっ続けで、休憩もなしに、尋問の通訳を続けたことがありました。しかし近年は、「法廷でどのように休憩をとるかについては、あらかじめ裁判長や裁判所書記官に遠慮なく相談すること」とされるなど、さまざまな配慮がされるようになってきています。

裁判の行方には被告人の人生がかかって

図



出典：裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/>



います。通訳翻訳がそれを左右しかねないわけで、法廷ではかなりの緊張を強いられると思いますが。

津田 警察や検察での取り調べの通訳や、弁護士の接見の通訳の場合には、基本的に2者間をつなぐわけです。法廷の場合、検事の尋問、証人の証言、弁護士の反対尋問、被告人や裁判官の発言などすべてを訳さなければなりません。またやりとりの中、割り込んでくる発言も、それが傍聴席からのものでなければ、すべて訳します。国際的にも、それが通訳人としての当然の役割とされています。時には被告人が感情を高ぶらせて、言葉にならないような表現を発声することもあります。意味がないかもしれないし、あるいは大切なことを言っているのかもしれない。意味の有無を判断するのはあくまで法曹三者です。その判断の材料として、あらゆる言葉は通訳されなければならないわけです。

被告人がたとえ問われていない場合でも、発言を始めさえすれば、直ちに日本語にしなければなりませんから、通訳人は法廷では一瞬たりともアンテナをオフにできません。そのため、多くの通訳人は、60分くらいが「限度」だと認識しています。より多くの人に、司法通訳翻訳がどんな仕事であるかを知っていただきたい。私はこれまで、その役割について

理解してもらいたいと、いろいろな機会に発言してきました。(以下、次号)

ピープル革命：1986年にマルコス大統領が失脚した革命。クーデターや武装蜂起等によらず、主として民衆の街頭での平和的行動が契機となって政権崩壊が行なわれたため、フィリピンでそう呼ばれている。

大阪外国語大学教授

津田 守(つだまもる)

1948年東京都生まれ。1970年3月青山学院大学文学部教育学科卒業。1970年4月～71年3月東京大学教育学部大学院研究生。1977年6月フィリピン大学大学院社会学専攻修了、MA取得。1982年11月オーストラリア国立大学太平洋研究所大学院(政治社会変動学科)博士課程中退。1976年11月～79年10月フィリピン大学文理系学部社会学科講師。1977年11月～78年6月フィリピン大学法学部法学研究所主任研究員兼任。1982年6月～83年1月アジア経済研究所フィリピン専門員。1983年4月～85年3月四国学院大学文学部社会学科専任講師。1985年4月大阪外国語大学外国語学部助教授。1998年1月同大学同学部及び同大学院言語社会研究科教授(現職)1994年9月～96年9月には、安倍フェローとしてハーバード・ロー・スクール客員研究員。司法通訳翻訳関係の論文のほか、著書に『開発援助の実像 フィリピンから見た賠償とODA』(共編著/亜紀書房・1999)、『自然災害と国際協力 フィリピン・ピナトゥボ大噴火と日本』(共編著/新評論・2001)など多数。